

平塚市特別職報酬等審議会

第1回 議事録

日 時 平成21年12月24日(木)午後2時～午後3時
場 所 平塚市美術館研修室
出席委員 福澤会長、樋木崎会長職務代理、秋山委員、浅海委員、出雲委員、鈴木委員
田中委員、斗澤委員
事務局 総務部長、職員課長、人事研修担当長、病院総務課長、病院総務担当長、三
田主管、大場主査
傍聴者 0人

1 開会
事務局
(あいさつ)

2 会長選任
事務局
平塚市特別職報酬等審議会条例第4条第1項に会長は委員の互選により定めると規定されているがどのように決めたらよいか。

委 員
過去の開催では誰が会長になっているのか。

事務局
資料2に過去4回の審議会の経緯を示しているが、会長はいずれも商工会議所会頭が選任されており、それ以前も商工会議所会頭が務めている。

委 員
今回も会頭をお願いしてはどうか。

事務局
委員から商工会議所会頭に会長をお願いしてはどうかという意見があったがどうか。

委 員
(賛同の拍手)

事務局
それでは会長を商工会議所会頭をお願いしたい。

会 長
それでは会長を務めさせていただく。御協力をお願いしたい。

3 会長職務代理者の指定

会 長
手元の平塚市特別職報酬等審議会条例第4条第3項によると、会長に事故等があるときはあらかじめ会長が指定する委員がその職務を代行するとなっているので、決めさせていただきたい。過去の経緯では女性団体選出の委員をお願いしているようなので、樋木崎委員をお願いしたいがどうか。

委 員
異議なし。

会 長
それでは樋木崎委員をお願いする。

4 審議

(1) 平塚市民病院病院事業管理者の給料月額について

会 長

それでは、これより審議に入る。まず審議の(1)の「平塚市民病院 病院事業管理者の給料月額について」を審議したい。始めに、事務局から資料に沿って説明をお願いしたい。

事務局

お手元に配布した資料に沿って説明する。

まず、資料1だが、平塚市特別職報酬等審議会条例の抜粋となっている。この審議会の所掌事項は第2条で規定しており、議員報酬や市長、副市長等の特別職の給料の額について議案を提出するときには審議会の意見を聞くものとなっている。第3条第2項では、委員の任期は審議が終了したときに解任されるものという規定になっており、今回も、諮問に対しての答申がなされると、自動的に委員の職が解かれるということになるので、ご承知おきいただきたい。

次に、資料2だが、報酬審議会のこれまでの経過をまとめたものとなっている。当審議会は、平成15年度以来開催されていないが、それまでは、一般職員の給与改定があり、それに準じて特別職の報酬の改定が必要と判断したときに報酬審議会が招集され、審議していたという経過がある。平成15年に開催されて以来、平成16年度からは一般職の給与改定が据置やマイナス改定あるいは若干のプラス改定もあったが、改定率がいずれも1%未満の小幅であったため、当審議会は招集していなかった。

次に、資料の3の市町村財政分析表だが、平成19年度普通会計決算がベースになっているもので、本市の財政状況を全国の類似団体との比較によって、どういう状況、位置にあるのかをまとめたものである。詳細の説明は控えさせてもらうが、財政力を示す「財政力指数」、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」、将来負担の健全度を示す「人口1人当たりの地方債現在高」は、平塚市は平均より良い数値となっている。総体的には、平塚市は、平成19年度、平成20年度決算の数字では健全度が保たれている。

次に、資料の4は市民病院の現状についてまとめたものである。平塚市民病院については、22の診療科があり、病床数が506床、入院患者は1日平均354人、外来患者は1日平均1,047人となっている。収支状況だが、純損益は平成19年度に改善し、20年度は退職給与引当金を積んだため、数値としては大きな純損失となっているが、この積立金を除くと、平成20年度は19年度と同様な改善の傾向がみられる。

次に、資料の5だが、市民病院が地方公営企業法の全部を適用していくことのメリット等が示されている。まず、全部適用とは何かということだが、現在、市民病院の経営形態は、地方公営企業法の財務規定のみを適用する一部適用の状態にある。一方、全部適用とは、財務規定のみでなく、組織、人事など地方公営企業法の全ての規定を適用することであり、一部適用との最も大きな違いは、経営の責任者となる病院事業管理者が設置されることである。次に、その全部適用をすることのメリットだが、一つは経営責任の明確化にあり、二つ目としては、経営責任の明確化が図られることで、これまで以上に効果的、効率的な運営体制が構築できるということである。次に、なぜ全部適用するのかということだが、最近自治体病院が非常に厳しい経営環境に直面していることは十分承知されていると思うが、そういった中で、国は、平成19年12月に「公立病院改革ガイドライン」を示し、それに基づき、また、耐震診断結果を踏まえた南棟の建て替えなどの課題に対応するため、平塚市民病院では平成20年11月に「平塚市民病院将来構想」を策定した。この構想の中で、公的医療の責任を確保しつつ、経営の柔軟性と意思決定の迅速化、経営責任の明確化を図っていくために、地方公営企業法を全部適用していくことを明記している。したがって、全部適用はこの構想に沿って行っていくものである。次に「病院事業管理者の役割」だが、病院事業管理者は市民病院の経営責任を持つ特別職という位置づけになり、市長の権限である予算の調整権と議会の議案提出、決算の付議、過料を科すことを除き、市民病院の業務執行を代表する職ということになる。

次に、資料6だが、この資料は、特別職の給料について神奈川県内の比較を示したものである。まず市長の給料月額だが、平塚市は99万7,000円で県内では6番目となり、この順位は人口の順位と概ね一致している。最高は横浜市の145万3,000円から最も低い額で三浦市の89万円となっており、平均額は101万888円で平塚市は平均より低い額となっている。

副市長については、平塚市は82万9,000円で、これも人口と同じような順位で6番目となる。市長の給料月額を100とした場合、副市長は83.1という割合になっている。県内の平均は82万6,222円で、僅かではあるが平塚市は平均を上回っているが、ほぼ平均的な数字となっている。市長を100とした場合の平均は82.1で、バランス的にもほぼ平均的なものとなっている。

続いて常勤の監査委員だが、常勤の監査委員は地方自治法で人口25万人以上の市に置くことになっているので、県内では政令市である横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市と本市の5市に常勤監査委員が置かれている。平塚市の常勤監査委員の額は61万2,000円と平均の68万7,000円より若干低くなっている。また市長を100とした場合の数値が61.3ということで、平均の56.2より若干高いということになっている。

続いて教育長だが、横浜市、川崎市、横須賀市の欄が空欄になっているが、これらの市は定額で規定しておらず、一般職員の給料表を適用しているので、空欄とさせていただいた。本市の場合、教育長の給料月額は72万6,000円で平均の69万7,000円より3万円ほど上回っているが、これは、上位の3市が空欄となっていることが要因として考えられる。平塚市以外の平均の69万7,000円より若干高いが、市長とのバランスでは、72.9ということになり、平塚市は72.8なのでほぼ同じになり、適正な額と考えている。

次に、病院事業管理者についてだが、県内に公立の病院を持つ自治体は、横浜市、川崎市等9市あり、9の自治体病院があるが、病院事業管理者を置いているのは政令市の横浜市と川崎市のみとなり、給料月額はそれぞれ97万円と83万円となっている。なお、本市の特別職については、給料月額を平成21年度の1年間は、市長は20%、副市長は10%、教育長及び常勤監査は7%を、それぞれ時限的に減額している。

次に資料7だが、県内には病院事業管理者を置いている市が政令市のみであるので、平塚の人口が25万7,000人ほどであることから、比較的平塚市と同規模となる人口20万人台で、かつ病院事業管理者を置いている自治体として、青森県の八戸市、埼玉県の春日部市と草加市、大阪府の八尾市、兵庫県の宝塚市、長崎県の佐世保市が類似都市となるので、資料として用意した。この6市との比較として、平塚市の市長、副市長、教育長は、いずれも6市の平均より低い額となっている。市長の給料月額を100とした場合の割合は、副市長は83.1で、6市の平均とほぼ同じようなバランスになっている。常勤の監査委員は61.3で平均の51.1より10ポイントほど高くなっている。教育長は72.8で平均の71.8と1ポイントの違いで、市長と副市長、市長と教育長のバランスについては平塚市では取れていると思う。次に、病院事業管理者については、一番高い市で八戸市の86万円から、低い市は宝塚市の71万6,000円となっている。春日部市は副市長と同額、八尾市、宝塚市、佐世保市は教育長と同額となっている。これら類似都市6市の平均は78万6,833円で、市長との比較では75.5となっている。病院事業管理者を置いている多くの自治体では、病院事業管理者に医師の資格を持つ者が就くことを想定しており、その場合は別に給料の部分でみているところがある。その見方にはいろいろなパターンがあり、八戸市では診療手当で37万円を加算していたり、宝塚市では医師手当で55万円を加算していたり、あるいは、佐世保市のように、見合った相当額を加算して給料月額を定額で支給している市もある。

以上で、配布した資料の説明を終わりにする。

会 長

本日は第1回目の審議会だが、この答申は3月の議会にかけることになっており、次回、

第2回目の審議では、答申を出ささせていただき、3月の議会に送るということにスケジュールがなっているということなので、前もって皆さんにお知らせしておく。

それでは、審議について事務局から説明があったが、質問等があれば受けたい。平塚市民病院についてはこの数年間赤字であり、これを解消するにはどうしたら良いかということで、事務局から説明があったとおり責任者を置いて改善していきたいというのが今回の内容で、我々市民としても望ましいと思っている。市民病院を建て直すためにも皆さんに審議していただいて、特別職の報酬を決めていきたい。

人を決めるのは市長が決めるのか、それとも市議会で選任されるのか。

事務局

副市長や常勤監査委員、教育長は議会の同意を得て市長が任命することになっているが、公営企業の管理者は議会の同意は必要なく市長が任命することになっている。

委員

市長の給料の減額はいつからいつまでか。

事務局

今年の4月から来年の3月までと条例で定めており、平成21年度の時限的な規定である。

会長

その期間が過ぎれば元に戻るのか。

事務局

3月議会に条例提案をしなければ元に戻る。

委員

資料の5にある病院事業管理者の役割だが、今は病院のマネジメントは誰がどういう組織の中でやっていて、それが移行すると病院内の体制はどう変わるのか。また、現実問題としてどういう人をどういう手順で選ぶ予定なのか。

事務局

病院事業管理者の権限は、市長が契約や職員の採用などの権限を持っており、そういった権限を担うことになる。予算の関係は市長のままになる。ラインがどうなるかという点では、今は市長、副市長、事務局長で事務に関することをやっており、その中に病院長が入り、病院のことは病院長をトップにしてやっている。病院事業管理者は市長の権限の一部と病院長の役割を持ち、市長と副市長のラインが市長と病院事業管理者のラインとなる。他市の事例では病院長がそのまま事業管理者になることが多いが、赤字病院ではスタッフ的な人材もあり、そういった方を入れているところもある。病院長のつてで引っ張ることがあり、異色なところではジャーナリストがなったという市もある。

委員

これまでは予算を作るなどの実務は病院長がやっていて、権限は市長にあったということなのか。

事務局

医療面と経営面の一部を現在は病院長がやっており、事務職である事務局長と協議して市長に報告していた。その上に事業管理者がつくと、病院長は、今後は医療に専念できる。

委員

市長は多忙だから権限はあっても実務には関わっていなかったのだろう。実務は誰かがやっていたとして、権限は変わるが実務をやるスタッフは変わらないのか。

事務局

組織が変わるということはない。

会長

市からは市長の代行として誰かが病院に出向していたのではないのか。

事務局

事務局長が部長職として出向している。今まで採用の決定は最終的には市長の名前で

うが現実的には医者などの採用は病院が推薦して市長が決定していた。病院事業管理者が設置されると市長への伺いはなくなり、病院で全てできることになる。

会 長

病院事業管理者の役割の7番目に病院の資産を処分することとあるが、病院を処分することもできるのか。

事務局

そういうことはない。病院の開設自体が条例事項であり、勝手に処分はできない。

委 員

病院の用に供する資産はどこまでか。

事務局

事業管理者の役割については地方公営企業法に載っており、資料には事業管理者ができる役割を抜粋した。財産の売り払い等に関しては市長との協議が必要であり、また、予算が必要になるが、予算を調製するのは市長になる。土地を取得する場合などは予算に出てくるので市長のチェックが入る。

委 員

額についてはしっかりしたものがないと決めづらい。権限や財源を事業管理者に渡すことでスピーディーに決まっていくということはイメージがつくが、市民病院がこれから良くなっていった平塚市になくはならないものになっていかななくてはいけない。経営が改善されてサービスが良くなっていけば、事業管理者に対しての給料が高くて文句は出ないと思う。今の状況がどうなのか、どのように変わっていくのかが見えないと決めづらいものがあると思う。

会 長

赤字を解消してくれるようなことをやってもらえれば、給料が高くて、そういった人に就いてもらったほうが、平塚市のためにも市民のためにもなると思うので、その旨を考慮しながら決めていく必要がある。

委 員

病院の最高経営責任者になるのか。いろんな改革ができればいいが地方公営企業法上のいろいろな縛りがあり、難しいのではないか。病院長の給料はどれくらいの待遇なのか。

事務局

病院長の給料月額約67万円で、それにいろいろな手当があり、今の病院長で月額では110万円程度になる。

委 員

市長より大分いい額になる。

委 員

事業管理者に病院長を当てている市もあるが、平塚はどういう形になるのか。

事務局

現段階では病院長と病院事業管理者は別人格を考えている。

委 員

組織の中に人員が1人増えることになるのが、病院経営の効率化や見直しの中にプラスの要因があるという考えでやるのか。

会 長

東海大の教授が言っていたが、平塚市民病院は民間病院より非常に効率が悪いということだったが、その辺も改善されれば、すぐに黒字になるということはなくても、赤字幅が解消されてよくなっていくのではないか。

委 員

どういう人材かによる。費用対効果で100万円払っても500万円利益があればいい。

会 長

あまり魅力がない給料では受け手がいないということにもなる。

委員

病院事業管理者に病院長の給料より多く出すのかなということしか思っていない。資料を読んで次回に備えておく。

委員

他市では決定の根拠をどこに置いているのか。マーケットの中で引っ張ってくるためにインセンティブとして強い方がいいという考え方であれば、民間病院の経営者の給与水準を考えるべきかも知れない。そうではなくて、市民病院のミッションをまとめるという任務を全うすることを優先して、給料はインセンティブではないということであれば、理屈は通ると思う。

事務局

資料の7に示しているように、類似都市では、特別職とのバランスや類似都市間の均衡により決めているようである。民間と違って、病院事業管理者だけを突出させて給料を設定するのは自治体病院ではできない。職責から考えても、病院事業管理者は病院経営責任を負うとはいえ、市長の職責の方が重い。傾向として、類似の6市以外の病院事業管理者を見ても、多くても副市長と同額、低くても教育長と同額といった、各特別職間での均衡を考えた設定が自治体病院では採用されている。

委員

病院事業管理者の仕事のイメージだが、医師の確保は非常に大変だと思うが、平塚市民病院ではどのような仕事を予定しているのか。

事務局

ドクターの資格の方であれば、今は主に病院長の医局との繋がりや医師の確保をしているが、一つチャンネルが増える。病院ではここで南棟の建替えがあり、新しい建物にどういった内容のものを入れるか、それに伴う診療体制をどうするかなど、構想の具体化は事業管理者の判断になるなどの役割がある。

委員

好ましいのは医師資格を持った方で、事業管理者と病院長の2人の医師でやっていくことができる。

事務局

事業管理者に求められる能力は、医療に関する知識と経営に関する知識、行政に関する知識があるが、医療に関する知識は資格がないとなかなか得られない。

委員

資格のある方だとある程度の額でないと来てくれない。

会長

医師の場合は給料にプラスアルファの手当を付けるのか。

事務局

想定として、医師ではない場合もあるので、その額を基本とし、医師の資格がある場合の加算の仕方について事務局では2通り考えている。

会長

理想は医師の資格があって経営能力がある方が求められる。医師の資格がある場合はプラスアルファを付けて臨むということだ。

委員

横浜、川崎も無視はできない。

会長

人口の近い市の資料もあるので、参考にしながら皆さんの意見を聞いて決めていく。次回までにこれくらいが適正だというものを考えてきていただきたい。私も事務局と調整させてもらい、この範囲内ならどうかというものを提案できれば出させていただく。皆さんの考えたものと事務局と調整したものがある程度一致すれば、妥協して煮詰めていく形を取りたい。

市長が今年度20%減額しているが、病院事業管理者にも該当させるわけにはいかない。市長は4月で元に戻るのか。

事務局

来年度はどうするかということをして市長はまだ判断していない。財政が厳しく近隣市も特別職の減額措置を独自に実施している。市長も近隣市の情勢や予算編成の状況を踏まえた上でどう判断するかということになる。

会長

今回は特別職だがそういった減額は考えなくていいのか。

事務局

今回議会に条例提案するのは本則の金額なので、首長の政治的な判断は別にした、適正な額を決めていただく。減額を考慮する必要はない。

委員

このまま近隣との関係の中で決まっていくような気がするが、大事なことは、他の同じような病院と比べて、どういうところがだめだからこういう仕組みに変えることで変わっていくとか、先が見えていれば金額の高いとか安いとかの判断はできると思う。そういった説明があれば判断基準にできる。

委員

普通はこういう人が病院の事業管理者になるから給料を決めてくれということで、だからいくらというのなら分る。今回は給料を決めてから人を探すので、企業人から考えると逆だ。行政らしいやり方だと思う。

委員

病院事業管理者の給料月額を職責の重さを勘案して決めるということだが、加算については、春日部市は医事手当を医師でなくても出しており、割と自由に付けている。加算については私たちが決める必要はないのか。

事務局

事務局としては佐世保市と同じ方法を考えている。病院事業管理者が医師以外だったらいくら、医師だったらいくらというように定まった額を規定したほうが分かりやすいと考えている。病院事業管理者は、医師としての知識を持って病院の経営に当たるが、医療業務は行わないので、特殊勤務手当的な診療手当や医師手当を支給するのはどうかと考えている。医師としてのネットワークや知識、技量は、何らかの形で加算したものを給料月額として給料に反映させ、定額で規定したほうがいいのではないかと考えている。

委員

現状では医師であることを想定しているのか。

事務局

医師を想定している。

会長

医師だったらいくらプラスするということまで答申では決めるのか。

事務局

二つの額を答申していただきたい。

委員

資料6の横浜市と川崎市の病院事業管理者は、市長の額が非常に高いこともあり比較的低い数字となっているが、資料7の場合は、市長の額が抑えられていることもあり、市長との比較で80や70になっている。平塚市の場合はどちらに合わせるかということ、割合で66よりは高いものになる可能性を考えているようだが、そうなると神奈川県では高いというような批判もあり得ると思う。やはり人口規模で合わせる必要もあるのか。

事務局

県内では政令市という性格が違う自治体との比較になってしまう。平塚市との均衡を図るとしたら、類似都市の方が適正な比較ではないかと思う。ただし、市長や副市長の額を

検討するときは、横浜、川崎を含めた県内でのバランスも検討する。

会 長

今日初めてなので、みなさんから提示してもらい、これにしようというところまでは今日はいかない。資料を持ち帰り、次回までに検討してきていただきたい。

(2) その他

事務局

次回の日程について決めていただきたい。会長との調整もさせていただくので、できれば1月21日の午後でどうか。

会 長

日程を変えることは可能なのか。

事務局

3月議会への日程が決まっており、できれば21日に答申をいただきたい。

会 長

19日ではどうか。

事務局

答申を市長に渡す都合がある。

会 長

市長の都合もあり、21日とする。意見があれば私まで伝えて欲しい。

他になければ、以上をもって閉会とする。